

消費税の軽減税率制度が実施されます!

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ(経理)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

区分経理による請求書等の記載

これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理(区分経理)が必要です。

月		日	摘要	借方	貸方
11		2	株△△ 雑貨	22,000	
11		2	株△△ 食料品※	21,600	

※は、軽減税率対象品目

月		日	摘要	借方	貸方
11		2	株〇〇 雑貨		22,000
11		2	株〇〇 食料品※		21,600

※は、軽減税率対象品目

請求書	
備〇〇御中	平成××年11月2日
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
.....	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)

※は、軽減税率対象品目 株△△

軽減税率対象品目を記号「※」や「☆」等で明らかにしておく必要があります。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



免税事業者の方へ



消費税軽減税率制度説明会のご案内

税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催しています。どなたでも受講可能ですので、ぜひお越しください。

軽減税率制度説明会の開催日程や軽減税率制度の詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

- 軽減税率対策補助金に関する最新の情報は、「軽減税率対策補助金事務局」のホームページ（www.kzt-hojo.jp）をご覧ください。
また、中小企業庁のホームページ（www.chusho.meti.go.jp）の動画一覧サイトに、軽減税率対策補助金の説明動画が配信されておりますので、ご覧ください。
- 軽減税率対策補助金に関するご相談は、以下で受け付けております。
専用ダイヤル0570-081-222【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
専用ダイヤル0570-030-456【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。